2020年度「社会保障要求自治体キャラバン」要請内容

子ども医療費助成事業の拡充に関する要請

【貴自治体に対しての要請項目】

- 1. 貴自治体の「子ども医療費助成事業」につきまして、医科・歯科の保険診療に係る「外来」「入院」「薬代」を高校卒業まで助成対象とするよう拡充すること。
- 2. コロナ禍等の影響もあり、財政収支がより厳しい状況かと存じますが、「子ども医療費助成事業」をはじめとする社会保障費の削減が行われないよう予算措置をすること。

【県や国に対して要請していただきたい要請項目】

- 1. 大分県に対して、医科・歯科の保険診療に係る「外来」「入院」「薬代」を最低限中学校卒業、最終的には高校卒業まで事業の対象範囲とすること。
- 2. 国に対して、医療費助成事業を実施している各自治体に対する「医療費助成 に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置」を未就学児にかかわら ず、全面廃止すること。

国民健康保険制度に関する要請

【貴自治体に対する要請】

- 1. 「新型コロナウイルス感染症」の感染防止等の影響により、収入が絶たれた、 もしくは著しく減少した国保加盟世帯で、国の減免基準では減免が受けられ ない生活困窮者に対し、自治体独自の国保税および医療費一部負担金の減免 制度を創設すること。
- 2. 「感染拡大防止」と受療権を守るために、コロナ感染症の影響のみならず、 生活困窮が原因で保険税が払えず「資格証明書」となっているすべての方へ 正規の保険証を交付すること。正規の保険証を交付しない場合は、コロナ感 染症の収束までの短期保険証を交付すること。

【県や国に対して要請していただきたい要請項目】

- 1. コロナ感染症の影響を含め、これ以上国保税が引き上がらないよう、大分県に対して財政支援を求めること。
- 2. コロナ感染症の影響で、逼迫することが予想される自治体の国保財政に対して、国の国庫負担を大幅に引き上げること。

年金制度に関する要請

【貴自治体より国に対して要請していただきたい要請項目】

- 1. 2021 年度の年金額改定は、減額にしないこと。
- 2. 基礎年金の国の負担分=約3.3万円をすべての高齢者に保障すること。

新型コロナ感染対策としての医療・介護・障害者福祉の体制強化に関する要請 【貴自治体に対する要請】

- 1. 新型コロナウイルスの感染対策について、地域における PCR 検査体制、医療体制などについて、現在の体制とその能力について明らかにすること。
- 2. 今後の感染拡大に備えて人員体制の強化、およびベッドの確保や医療機器、 検査体制等の施設・設備を強化すること。

【国に対して要請していただきたい要請項目】

- 1. 今回の新型コロナウイルス感染症の対応を教訓に、「公的・公立病院の統廃合計画」を撤回させ、整備拡充を求めること。
- 2. 現行の「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」、および「介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業等及び職員に対する慰労金の支給事業」、「医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援」、「障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給と新型コロナウイルス感染症対策の徹底支援」については、医療・介護・障害者福祉事業の継続と従事者の生活と健康を守るために、コロナ感染の収束までの支援事業として継続させ、更なる改善施策を実施すること。

介護保険制度に関する要請

【貴自治体に対する要請】

- 1. 新型コロナ感染症関連対策について
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響による第 1 号被保険者の介護保険料の減免について、市民に周知徹底させること。
 - ② 介護事業所の実態を把握し(防護服、マスク、手袋、消毒用アルコール、 ごみ袋など、物品が足りているか、人材は不足していないか)、経済・物資・ 人員支援を行うこと。
 - ③ 高齢者のフレイル予防や認知症介護のケアをさらに充実させること。
- 2. 要支援に係る要介護認定にあたっては、誰にも認定を受ける権利を保障し、相談窓口での基本チェックリストのみで総合事業者対象者と判断しないこと。
- 3. 要介護認定について、特に、認知症は、一次判定、二次判定において、認定調査票や主治医意見書の内容を十分反映したものであること。また、認知症に関する研修を調査員に対して定期的に行うこと。
- 4. 地域包括支援センターに、認知症地域支援推進員等、認知症施策の人材を増員すること。また、認知症対応力向上のための研修を定期的に行うなど、認知症介護を充実させること。
- 5. 一般財源の投入により、介護保険料の引き下げを行うこと。
- 6. 市独自の介護保険料減免制度を充実させ低所得者減免の対象者を拡大すること。
- 7. 低所得者に対する介護保険サービスの利用料減免制度を創設すること。
- 8. 特別養護老人ホームを新設・増設し、待機者をなくすこと。

9. 介護従事者の確保のために、一般財源を投入して、市町村独自の処遇改善措置を導入すること。

【 県や国に対して要請していただきたい要請項目】

- 1. 新型コロナ感染症関連対策について
 - ① 新型コロナウイルス感染症に関連する減免の期限を今年度に限定せず、来年度も継続とすること。
 - ② 新型コロナウイルス感染症の影響による第1号被保険者の介護保険料の減免について、市民への周知徹底を自治体に促すこと。
 - ③ 介護事業所の実態(経済・物資・人員)を把握した上で、介護事業所支援 特別予算を設け、速やかに支援すること。
 - ④ 介護従事者に対する国の補助金を継続的に行い、介護従事者の確保に努めること。
- 2. 社会保障予算を大幅に引き上げ、介護施策の予算を拡充すること。
- 3. 自治体職員(保健所や高齢者福祉関連)を大幅に増員し、本来の高齢者福祉の業務に携わるようにすること。
- 4. 要支援1・2の人に対する訪問介護・通所介護を介護保険給付に戻すこと。
- 5. 一定所得以上の人の利用料を、2割、3割負担ではなく、1割負担に戻すこと。
- 6. 特別養護老人ホームの入所対象者を要介護1以上に戻すこと。
- 7. 要介護1・2の人に対する日常生活援助を介護保険給付から外さないこと。
- 8. 生活援助の月一定以上利用回数の市町村への届け出をやめること。
- 9. 生活援助の報酬時間区分を元に戻し、利用者が安心して生活できるよう内容を拡充すること。
- 10. 施設入所者の食費・居住費の補助(補足給付)を元に戻すこと。
- 11. 介護保険財政に対する国庫負担を大幅に増やすこと。
- 12. 介護報酬とは別枠の国庫負担により、介護従事者の賃金引き上げを行うこと。
- 13. 介護保険料の算定は、世帯の要件を外し、本人所得のみを基本にすること。
- 14. 介護保険料は市民税非課税者から徴収しないこと。また定額負担でなく定率負担とすること。
- 15. 特別養護老人ホーム施設整備費の国庫補助を元に戻すこと。
- 16. 介護医療院については、サービスの切り下げを行わず、医療ケアを必要とする要介護者の受け皿としての機能・役割を守ること。
- 17. 総合支援法第7条の介護保険優先原則をすみやかに廃止し、65歳になっても、 従来から受けていた支援を継続して受けられるようにすること。

国民健康保険・介護保険制度に関するアンケート調査へのご協力のお願い

国民の命と健康を守る制度である国民健康保険制度および介護保険制度に対して、住民の立場に立った運営へのご尽力に心より敬意を表します。

さて、私ども社会保障推進協議会は、大分県保険医協会、大分県医療生活協同組合、大分県年金者組合、大分県労働組合総連合、大分県医療労働組合連合会、大分民主商工会、大分県生活と健康を守る会、大分県ふくし生活協同組合、介護保険をよくする大分の会、きょうされん大分支部、消費税をなくす大分の会で組織され、医療・介護・年金・生活保護・障害者福祉など、大分県で暮らす住民のための「社会保障制度」の充実と発展を目標に運動としてとりくんでおります。

国民健康保険制度と介護保険制度は、「憲法第25条の理念」のもと、すべての国民が健康で文化的な生活を営む「権利」に基づく「社会保障」として制定されました。そのため、これらの保険制度は国の責任で保障される「いのちのセーフティーネット」でなければなりません。

しかし、保険加入者には、高齢者、自営業者とともに非正規労働者など、低賃金の人々の加入 も増えており、また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による収入減のため、高い保険料 が払えず保険証がない、治療費の一部負担金が払えないなどの理由で、必要な医療や介護が受け られなくなっている方も増えています。

つきましては、貴自治体での国民健康保険制度、ならびに介護保険制度の運営の状況やとりく みについて、また、とくに今年度は、「新型コロナウイルス感染症」の影響に対する「国民健康 保険」「介護保険」「後期高齢者医療」制度運営への厚労省保健局並びに老健局からの通達への 対応について、別紙のとおりアンケート調査をおこないたく、ご協力をお願い致します。

アンケート調査票の「データ形式」による送付・ご回答へのご協力のお願い

別紙の各「アンケート調査票」ですが、調査票はエクセルデータで、あらためてご担当者様へメールにて送信し、ご回答を調査票へご入力後にメールにてご返信して頂きますよう、ご協力をお願い致します。ご協力頂ける場合は、min@oita-min.or.jp 宛に送信者名(自治体名とご担当者名)をお送り下さい。調査票をデータ形式にて添付し、ご担当者様へ返信致します。

ご都合にて、「郵送での回答票の送付」を希望される場合は、上記のアドレスまでその旨をご連絡下さい。ご担当者宛に返信用の「切手」を郵送致しますので、記入後の「国保アンケート」と「介護保険アンケート」の調査票は、"一緒にして"同封の返信用封筒にてご返送下さい。

ご入力もしくはご記入ご頂いた調査票は、8月26日(土)までにご返信・ご返送下さい。

なお、この調査結果は、他の市町村の結果とともに、要望に応じて市町村民や報道機関への公開も前提としておりますことをご了承下さい。

調査の項目について、ご不明な点などございましたら、以下の事務局までお問い合わせ下さい。

- ・ 国民健康保険アンケート担当: 佐藤稔 大分健生病院 相談室 097-558-5140(内線 662)メールアドレス: min@oita-min. or. jp
- ・ 介護保険アンケート担当:新角千恵子 090-2506-2713

メールアドレス: chieko_shinkaku@yahoo.co.jp

以上、ご協力のほど、よろしくお願い致します。

市

市長

殿

大分県社会保障推進協議会 会長 川野 桂吾

「2020年度社会保障要求自治体キャラバン」へのご協力のお願い

貴職の地域住民への日頃のご尽力に対して、心から敬意を表します。

さて、社会保障制度に関する別紙の要請内容、および日時にて、本年も貴自治体首長との懇談をさせて頂きたく、お願い申し上げます。

懇談の時間は、「新型コロナ感染症」の感染防止のため、およそ1時間から1時間半程度とさせて頂きますようお願い致します。また、懇談予定の11月の感染(第2波等の感染拡大)の状況によっては、やむを得ず懇談を中止させて頂く可能性もありますこともご了承下さい。その場合は、10月末までにご連絡致します。

つきましては、短い時間で有意義な懇談となりますよう、各要請項目に付きましては、以下の期日までに文書にてのご回答を頂きたくお願い致します。

お忙しいところ大変恐縮ですが、以上の件につきましてご協力を頂きますよう、よろしくお 願い致します。

なお、ご不明な点などございましたら、下記の事務局までお尋ね下さい。

記

- 要請内容:貴自治体と貴自治体から県と国に対して要請して頂きたい別紙の項目
- 回答期日:2020年9月26日(土)まででお願いします。
- 回答書の送付:回答書はデータ化 (word文章もしくはPDF) していただき、下記のメールアドレスまで送信して下さい。鑑(首長印)のある正規の回答書は懇談当日に頂ければと思います。

送付先アドレス: min@oita-min.or.jp 大分県社保協 事務局 佐藤 宛

- 懇談日程:別紙「2020年度社会保障要求自治体キャラバン日程表」を参照下さい。 ※懇談日時の調整については、下記の事務局(萩原)へご連絡下さい。
- 懇談内容:懇談当日は、事前に「文書回答」を頂いていることを前提に、時間短縮のため、<u>貴自治体からの回答内容の「読み上げ」はおこなわず</u>、回答への質疑・意見交換のみとさせて頂きます。また、各課との懇談の順番はお任せしますが、<u>要請項目が多い「介護保険」担当課との懇談を最後に</u>して頂けると助かります。

お問い合わせ先:大分県社会保障推進協議会 事務局

- ・ 懇談日程に関するもの:担当/萩原 大分県保険医協会 097-568-0066
- ・要請内容に関するもの:担当/佐藤 大分健生病院 相談室 097-558-5140 (内662)

mail:min@oita-min.or.jp(佐藤用)

社会保障要求自治体キャラバン資料

全自治体 国保アンケート集計

2020年度集計結果 1ページ~12ページ 2019年度集計結果 13ページ~20ページ

> この集計表は、別途配布した 要請書への回答書ともに 懇談会当日に持参下さい。

大分県社会保障推進協議会